

伊豆の国市立中学校部活動ガイドライン

平成 30 年 7 月

伊豆の国市教育委員会

目 次

■「伊豆の国市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨	1
■部活動とは	2
1 部活動の意義と目的について	
2 部活動への所属について	3
3 部活動の活動日等について	
(1) 活動日等	
(2) 活動時間	
4 部活動の指導の在り方について	4
【指導5原則について】	
(1) 生徒が主人公の部活動	
(2) 「体罰や暴言」の禁止を徹底	
(3) 発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で実施	5
(4) 安全管理の徹底	
(5) 指導者も生徒も達成感をもって取り組める活動	
【「部活動に係る活動方針」について】	
(1) 部活動に係る全体計画	
(2) 部活動ごとの活動方針	
5 部活動の指導者について	6
【校内指導者と部活動指導員】	
(1) 校内指導者の任用	
(2) 部活動指導者の任用・配置	
(3) 部活動指導員の資格等について	7
6 保護者・関係者等との連携について	
【保護者との連携】	
【関係団体等との連携】	
(1) 中体連・中文連等との連携	
(2) 各種団体との連携	
(3) 民間との連携	
7 事故等への対応について	8
【事故等への対応について】	
(1) 自然災害	
(2) 活動中の事故・傷病への対応	
(3) 保険について	
8 部活動の設置・改廃について	9
【設置・改廃について】	
(1) 設置の目安	
(2) 部活動の改廃（統合・休部・廃部）の目安	

■「伊豆の国市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨

平成 30 年 3 月にスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成 30 年 4 月に静岡県教育委員会が「静岡県部活動ガイドライン」を公表しました。

伊豆の国市では、前述のガイドラインを踏まえ、伊豆の国市立中学校における部活動の方針を「伊豆の国市立中学校部活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」として取りまとめました。

中学校部活動には、運動部活動と文化部活動がありますが、どちらの部活動でも、生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向かって仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等がつながる社会性を育むことができるほか、部活動での教えやそこで経験したことが、社会人になって役に立ったり、生きていくうえでの支えになったりします。さらには、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動が、その後の自分の生活を豊かにする一助にもなり得ます。

このように、部活動は、本市が目指す「健やかな心身をもつたくましい子」を育成し、豊かな人間形成を図るうえで、魅力ある教育活動だといえます。

しかし、一方では、運動部・文化部を問わず、活動が長時間にわたり、必ずしも、教師も生徒も十分な休養が取れていない状況があり、教師が未経験の種目を担当する場合も多く適切な指導ができにくかったりするなど、改善すべき課題も多くあります。

そこで、本ガイドラインは、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、部活動が本来の生徒主体の教育活動として、適切に運営されることを目指しています。

■部活動とは

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校経営方針に基づいて教育課程と関連を図り、計画的・組織的に実施する教育活動です。

1 部活動の意義と目的について

- 部活動の意義は、人間形成に資するものである。
- 部活動の目的は、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に関わる様々な人々や各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化、科学等に親しむことで「健やかな心身をもつたくましい子」を育成することである。

【部活動の意義・目的】

部活動は、学校経営方針に基づき、計画・実施される教育活動であり、教育課程との関連が図られ、適切に実施されるものである。

心身の成長が著しい生徒にとって、部活動は、自らの興味・関心等をより深く追求していく好機であり、すべての生徒が意欲的に活動に取り組める体制によることが求められている。そこで、生徒自らが目標を設定し、その達成に向けて粘り強く挑戦するとともに、公正と規律を尊ぶ態度を身に付けるなど、自己の成長を促していくことが最大限に尊重されなければならない。

また、部活動は、学級や学年の枠を超えて行われる集団活動であり、生徒が互いに協力し合い、切磋琢磨するとともに、自己の役割や責任を果たすことにより、集団づくりに寄与していくものである。集団での達成感を味わうことなどを通して、他者を思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を育むことにもつながっていく。

なお、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむためには、日ごろの指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた生徒一人ひとりの取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じる必要がある。その結果、生徒自身が充実感や達成感を味わうことを通じて、その活動に自分なりの意義を見出すことが大切である。

2 部活動への所属について

- 部活動は生徒の希望による自由参加とし、原則として、生徒が通学する中学校の部活動に所属するものとする。
- 生徒数の減少等の理由により、チームを結成することができない場合や、生徒が希望する部活動が設置されていなかったりする場合は、特例を設けることにより、生徒の主体的な活動を保障するように努める。

3 部活動の活動日等について

- 部活動の活動日については、以下の3点を踏まえて設定する。
 - ① 生徒の心身のバランスのとれた成長を促すために、集中した取り組みと適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れる。
 - ② 学校の「部活動に係る活動方針」に則り、活動日を設定する。「部活動に係る活動方針」の作成に当たっては、各教科等の授業、生徒会活動、学校行事等との調整を図る。
 - ③ 生徒が、休日に家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を確保するよう努める。

【活動日等の設定基準】

(1) 活動日等

- ① 休養日
 - 平日：少なくとも週1日は休養日とする。
 - 週休日（土・日曜日）：いずれか1日は休養日とする。
- ② 1日の活動時間
 - 平日：長くとも2時間程度とする。
 - 週休日（土・日曜日）：原則3時間程度とする。
- ③ 長期休業中
 - 長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家庭・地域で過ごす時間等を確保することに配慮し、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、実施するものとする。
- ④ 大会（中体連・中文連及び各種団体主催大会等）期間中の活動
 - まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した活動日数や時間については、休養日や活動時間をほかの日に（原則として、1週間以内に）振り替えるなど、適切に実施すること。
- ⑤ 総合防災訓練日は、部活動は行わないこと。

(2) 活動時間

- ① 部活動は、学校で定められている下校時刻までの活動とする。
- ② 平日と週休日等を合わせた年間合計活動時間は、1年間の平均が月45時間程度までとする。

※ 家族と一緒に過ごし、コミュニケーションを深める日=「家庭の日」が月1回設けられている（各家庭において日にちは設定）。

4 部活動の指導の在り方について

- 指導5原則（生徒が主人公、体罰暴言禁止、過度にならない活動量、安全管理の徹底、生徒も指導者も達成感を実感）を遵守する。
- 部活動の指導においては、生徒が自分の良さや可能性を自覚し、持てる力を十分に発揮できるよう、生徒の主体的かつ意欲的な取り組みを支援する。
- 指導者は、生徒の主体的かつ意欲的な取り組みを支援するための基礎づくりとして、生徒との信頼関係を築くことや、生徒自身が部活動の魅力を実感できるための指導の工夫に努める。
- 各中学校では、教育課程との関連を図り、教職員や関係者等の共通理解のもとに、部活動を実施する。

※ 各中学校は「部活動に係る活動方針」を作成する。

【指導5原則について】

(1) 生徒が主人公の部活動

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむことの楽しさを体感させるとともに、様々な交流を通して人間形成を図るための活動である。

過度の練習による傷害（スポーツ障害）や燃え尽き症候群（バーンアウト）を生じさせないようにしなければならない。そのためには、生徒の人間的な成長を支援するという立場で、短期的な成果のみを求めるのではなく、長期的な視野に立った指導を行うことで、「生徒が主人公」の部活動にしていくことが必要である。

(2) 「体罰や暴言」の禁止を徹底

体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為である。体罰や暴言は、指導者としての資質に欠けるばかりか、自らの指導力不足を示すものであり、学校教育に対する信頼が失われることと強く認識し、これらの行為をすべて禁止する。

(3) 発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量で実施

心身の発達、健全に成長を促すための部活動は、科学的根拠に基づき適切に行われる必要がある。心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負荷とならないよう、校長のリーダーシップのもと、適切な活動日数や活動時間を定め、指導者間で意思統一を図って行うことが必要である。

(4) 安全管理の徹底

学校は、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に万全を期さなければならない。また、生徒の発達段階や健康状態、気温などの環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する必要がある。さらに、用具や施設の不備が事故につながらないように、点検・管理等の徹底を図ること。

(5) 指導者も生徒も達成感をもって取り組める活動

部活動は、生徒が自ら目標を見つけ、その実現に向けて、見出した課題を克服するために自ら方法を工夫したり、体力・技術等の向上のために挑戦したり、問題を解決するために協力したり、学年を超えた連帯感を高めたりするなど、人間形成に大きく寄与するものである。目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感は、生徒自身にゆるぎない自信を生み、生涯をたくましく生き抜く礎を築くことにもつながる。また、指導者は、生徒の人的成長を実感することで達成感を得られるような指導内容を模索し、部活動の指導に携わらなければならない。

【「部活動に係る活動方針」について】

(1) 部活動に係る全体計画

部活動に係る全体計画には、本ガイドラインに沿って次の項目を明確に記載し、各中学校が、毎年、作成するものとする。

- ① ねらい
- ② 活動日（学校裁量の休養日を含む）
- ③ 設置部活動
- ④ 指導者（校内指導者（教員をいう。）、部活動指導員（外部人材をいう。）
- ⑤ 所属する生徒数
- ⑥ 完全下校時刻
- ⑦ 年間計画

(2) 部活動ごとの活動方針

部活動に係る全体計画に沿って、次の項目を明確に記載し、年間の指導計画を策定する。

- ① 指導方針

- ② 目標
- ③ 指導者及び生徒数等
- ④ 年間指導計画
- ⑤ 部費等

5 部活動の指導者について

- 部活動指導においては、技術的な指導ができる多様な外部人材を部活動指導員として活用することができる。
- 部活動指導員は、部活動の引率等、校内指導者と同様の役割を担ったり、校内指導者の指導の補助として、生徒への技術指導を行うことができる。
- 校内指導者と部活動指導員との役割は明確にし、互いに連携を図ることによって、より効果的な指導を行う。

【校内指導者と部活動指導員】

(1) 校内指導者の任用

<任命>

- 校内指導者は、年度当初、校長が自校の教員の中から任命する。

<役割>

- 部活動指導を統括し、生徒に対する直接的な指導を行う。
- 部活動渉外を統括し、部活動に関する登録、大会参加、練習試合調整、保護者連絡等指導以外の総務、部活動指導員との連絡調整を行う。

(2) 部活動指導員の任用・配置

- 教育委員会は、外部指導員を任用し、各中学校の実情と希望を踏まえて、配置する。
- 原則として、教員の異動に左右されないよう考慮し、同一人物を同一校に5年は配置する。

<外部指導者の役割>

- 校内指導者を補佐し、生徒に対し、直接的・間接的な指導を行う。校内指導者と同等の指導ができる者として、土日を含む練習の単独指導、大会参加、生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に関わる業務（審判、事務）等を行う。

(3) 部活動指導員の資格等について

<外部指導員>

- 校長は、任用内申書等を作成し、教育委員会に申請する。
- 教育委員会は、申請を受けた者が適切な指導ができると認めるときは、その者を外部指導員として承認し、校長に通知し、任用通知書を交付する。

6 保護者・関係者等との連携について

- 教育委員会は、本市の部活動の在り方について、本ガイドラインを提示し、学校、保護者、地域、関係者と情報を共有し、広く市民に発信する。
- 各中学校は、保護者や外部指導者、地域等の理解や協力を十分に得て、部活動の適切な運営を行う。

※ 教育委員会：「伊豆の国市立中学校部活動ガイドライン」の公表

※ 各中学校：「部活動に係る活動方針」の保護者等への説明

【保護者との連携】

教育委員会は、伊豆の国市の部活動の在り方について本ガイドラインを示し、周知を図るとともに、各中学校が作成する「部活動に係る活動方針」に則り、保護者に理解と協力を得ることに努める。

【関係団体等との連携】

(1) 中体連・中文連等との連携

- ① 教育委員会は、中体連・中文連と協議し、本ガイドラインの推進に努めるものとする。
- ② 教育委員会は、部活動の適正化に向けて、中体連・中文連と連携し、運営に関わる規定の見直し等の改善を図るものとする。

(2) 各種団体との連携

- ① 教育委員会は、校長会、各種目顧問会議等で、本ガイドラインの趣旨を共有する。
- ② 教育委員会は、生徒の適正な大会参加及び部活動指導者の運営協力について、各種目団体と連携し、本市中学校部活動として参加する大会について協議する。

(3) 民間との連携

- ① 教育委員会は、本ガイドラインを実現するため、民間活力の活用に努めるものとする。

7 事故等への対応について

- 部活動の実施に当たっては、生徒の生命・身体・健康を守ることを優先する。
- 指導者はもとより、生徒自身も安全意識を高め、日ごろから事故を未然に防ぐことができるよう、健康や環境に十分に留意して活動に取り組むものとする。
- 事故や傷病が発生した場合は、当該生徒の救護や応急処置を迅速に行うことができるよう、教職員等の救急体制を整えておくこと（大会、練習試合、校外活動等）。

※ 生徒の健康状態、練習内容や練習場所、用具の使い方、気象状況に留意すること。

※ 消防署・医療機関等との連携を図ること。

【事故等への対応について】

(1) 自然災害

学校での活動中は、各学校の対応マニュアルに則り対応すること。なお、大会等においては、大会等の規定によるものとする。

(2) 活動中の事故・傷病への対応

部活動中の生徒の事故・傷病への対応については、各学校が対応すること。また、指導者の事故・傷病への対応は、校内指導者については校長が、部活動指導員については、教育委員会が行う。

部活動中の頭部外傷時の対応については、当初は正常であっても、1日～数日は体育活動等を休止にして安静にし、状態を観察することが肝要である。特に医師の診断で「脳震盪」と診断された場合は、2日～4週間体育活動等を休止し、体育活動等復帰前には、頭痛や気分不良などがないことを確認し、再度脳神経外科の診察を受け、体育活動等再開の許可を得る必要がある。その際の診断書料については、教育委員会で支払うものとする（「学校の体育活動中等における頭部外傷時の対応について」参照）。

(3) 保険について

① 生徒の保険について

日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外に、保険加入について、個人または部活動単位で、責任保険等に参加することが望ましい。

② 部活動指導員の保険について

部活動指導員については、任用形態に応じた保険が適用される。

8 部活動の設置・改廃について

- 部活動の設置及び改廃については、各学校は教育委員会と協議して、検討する。
- 部活動の設置及び改廃については、生徒及び保護者・地域の理解を得る必要がある。
- 教育委員会はこの過程において必要に応じて支援する。

【設置・改廃について】

(1) 設置の目安

- ① 設置に必要な教員の配置
 - 一つの部活動に対し、校内指導者（校長、教頭を除く教員）を確保すること。
- ② 設置する場合の要件
 - 部活動の設置は、「(2) 部活動の改廃の目安」の要件に該当しないこと。
 - 部員数が正式入部の時点で、競技として成立する人数が確保されていること（文化部の場合、大会に出場する部活動については、同様とする）。
 - 活動場所が確保され、運営に必要な施設や用具の準備が整っていること。

(2) 部活動の改廃（統合・休部・廃部）の目安

現在設置されている部活動で以下のいずれかの状況が生じた場合、改廃対象とし、保護者、学校及び教育委員会で協議し、決定するものとする。

- ① 1年生及び2年生を合わせ、公式戦に出場するための人数を満たさない場合で、翌年の新1年生の入部後において、3学年の合計人数が公式戦に出場するために必要な人数を満たさない場合
- ② 当該部活動に登録している生徒の過半数を超える保護者から、改廃検討を依頼された場合

